

# 山梨県公報

第五百八号

令和六年

十月七日

月 曜 日

## 目 次

○大規模小売店舗の新設に関する届出	三九九
○公共測量の実施	四〇〇
○公聴会の実施	四〇〇
企業局	四〇〇
○落札者の決定について	四〇〇
教育委員会	四〇〇
○随意契約の相手方の決定について	四〇〇

## 公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和六年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

### 一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

### 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(一) 名称 ドラッグコスモス塩山店

(二) 所在地 山梨県甲州市塩山熊野字梶畑二百五十三番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和七年五月十九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百七十八平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 四十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 三十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十八立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前九時	午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和六年九月十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年二月七日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（1級GNSS（スタティック法））地図情報レベル5003級基準点網図

二 測量の地域 山梨県大月市の一部

三 測量の期間 令和六年九月三十日から令和七年二月二十八日まで

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和六年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開催期日 令和六年十二月二十一日（土）午前十時

二 開催場所 北杜市須玉町若神子五百二十一番地十七 須玉ふれあい館

三 聴こうとする案件 韮崎都市計画道路（双葉・韮崎・清里幹線）の決定について

四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番地八 中北建設事務所都市整備課

五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

六 意見書の提出期限 令和六年十月二十一日（月）午後五時十五分

七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、中北建設事務所、甲斐市都市建設部都市計画課、韮崎市建設課及び北杜市建設部まちづくり

推進課において縦覧に供する。  
八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

企業局

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年十月七日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

一 落札に係る物品等

(一) 名称 PEM形水電解装置

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県企業局新エネルギーシステム推進課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和六年七月三十一日

四 落札者

(一) 名称 シーメンス・エナジー株式会社

(二) 住所 東京都品川区上大崎三ー一ーJR東急目黒ビル4F

五 落札金額 二十九億四千二百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札

七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第七条第一項の規定による公示を行った日 令和六年六月二十四日

教育委員会

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携

に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年十月七日

山梨県立図書館

副館長 小林久美

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立図書館情報システムの改修及び機器更新に伴う移設業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県立図書館

(二) 所在地 山梨県甲府市北口二丁目八番一

三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年八月八日

四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 NECソリューションズ株式会社

(二) 住所 東京都江東区新木場一丁目十八番七号

五 契約金額 二億千七百七十九万九千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 本業務は、山梨県立図書館情報システムの機能更新や新機能搭載等の改修作業に加え、現行サーバ機器の入れ替えに伴うデータ移行作業を行うものであるため、既存システムの構造やプログラムの仕様を熟知したうえで、改修作業を実施することが求められる。NECソリューションズ株式会社は山梨県立図書館情報システムを構築した事業者であり、確実かつ迅速に各作業を行うことができるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番